

月報 (令和7年5月号)

いしのまき



みやぎハローワークキャラクター
「ガンちよーさん」

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
(石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158

○ 一般職業紹介状況（令和7年3月内容）について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.50倍となり、前年同月差では0.10ポイント上回り、前月差は0.03ポイント下回りました。

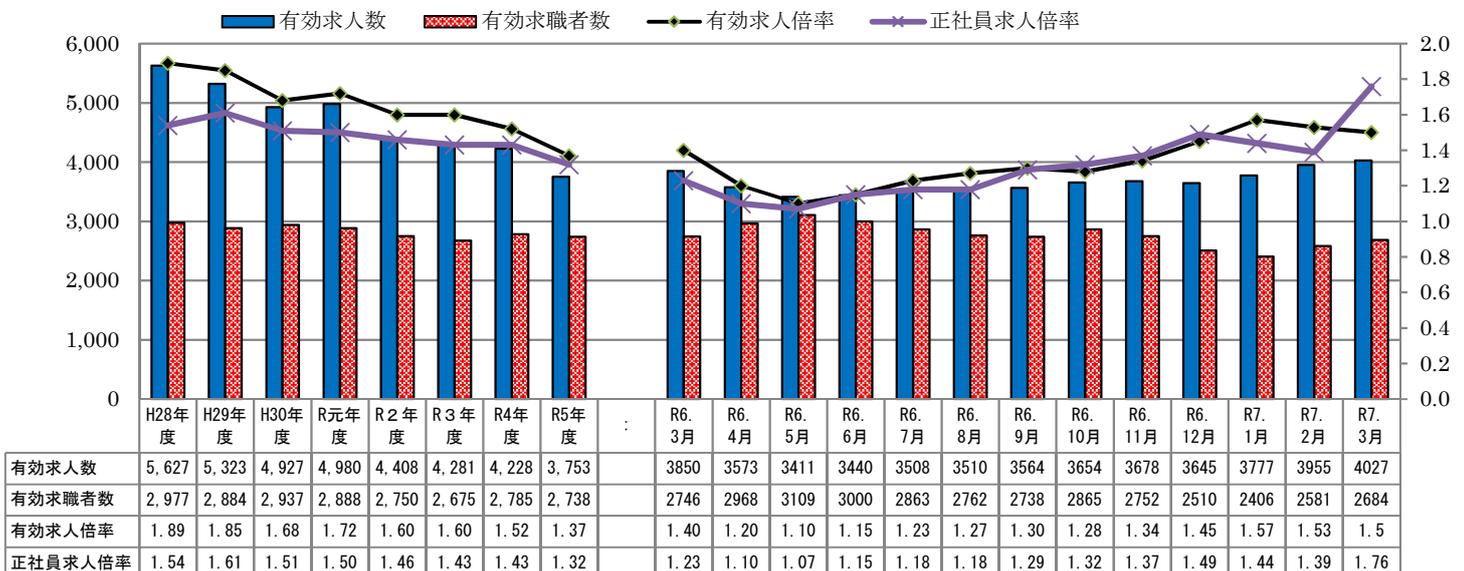
【求人のようにす】

- 新規求人数は1,344人で、前年同月比で13.8%増（前年同月差163人増）、前月比で0.8%増（前月差11人増）となりました。
- 月間有効求人数は4,027人で、前年同月比で4.6%増（前年同月差177人増）、前月比で1.8%増（前月差72人増）となりました。

【求職のようにす】

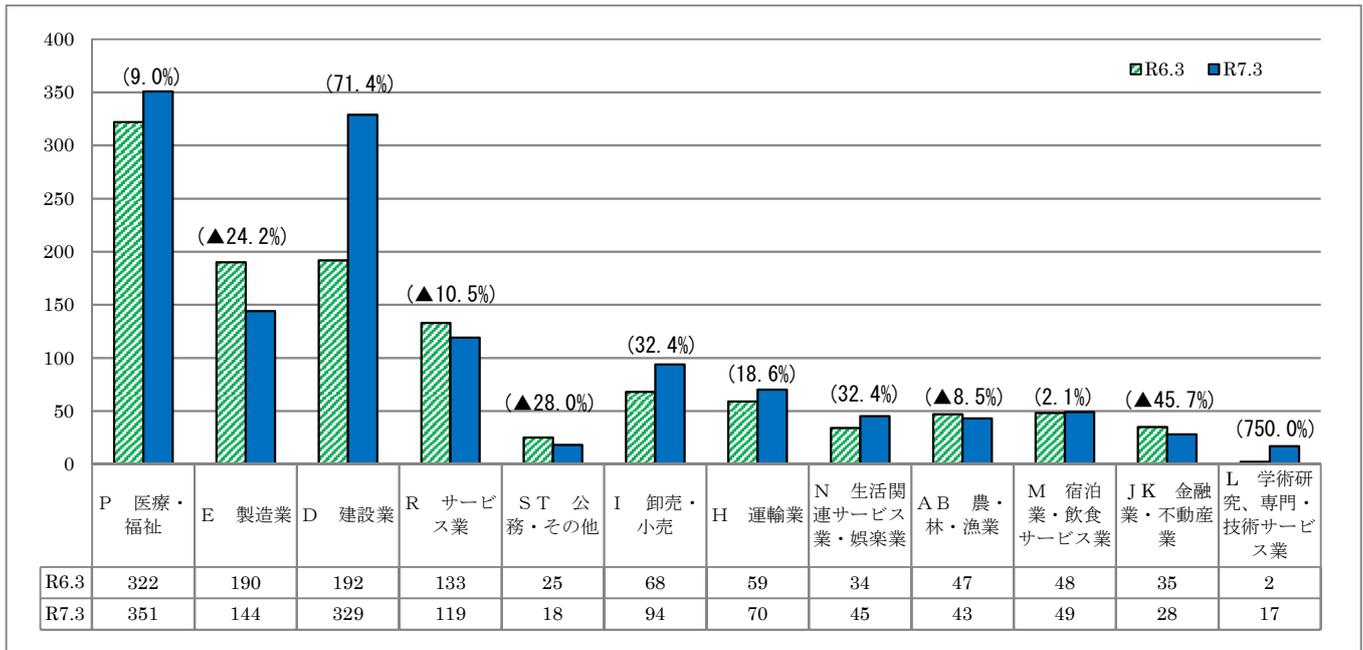
- 新規求職者数は692人で、前年同月比で1.2%増（前年同月差8人増）、前月比0.7%減（前月差5人減）となりました。
 - 月間有効求職者数は2,684人で、前年同月比で2.3%減（前年同月差62人減）、前月比で4.0%増（前月差103人増）となりました。
- 月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,077人で40.1%、45歳以上54歳以下は634人で23.6%、55歳以上は973人で36.3%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別：主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,344	*	*	0.8	13.8	
月間有効求人数	4,027	*	*	1.8	4.6	
新規求職者数	692	337	354	▲0.7	1.2	
うち雇用保険受給者	140	66	74	2.9	10.2	
月間有効求職者数	2,684	1,217	1,466	4.0	▲2.3	
うち雇用保険受給者	919	383	536	▲1.4	5.8	
求人倍率	新規	1.94	*	*	0.03 P	0.22 P
	有効	1.50	*	*	▲0.03 P	0.10 P
紹介件数	849	388	461	▲4.9	▲1.3	
うち雇用保険受給者	195	79	116	▲2.5	18.2	
就職件数	340	135	205	41.7	11.8	
うち雇用保険受給者	75	32	43	25.0	31.6	
新規就職率	49.1	40.1	57.9	14.7 P	4.7 P	

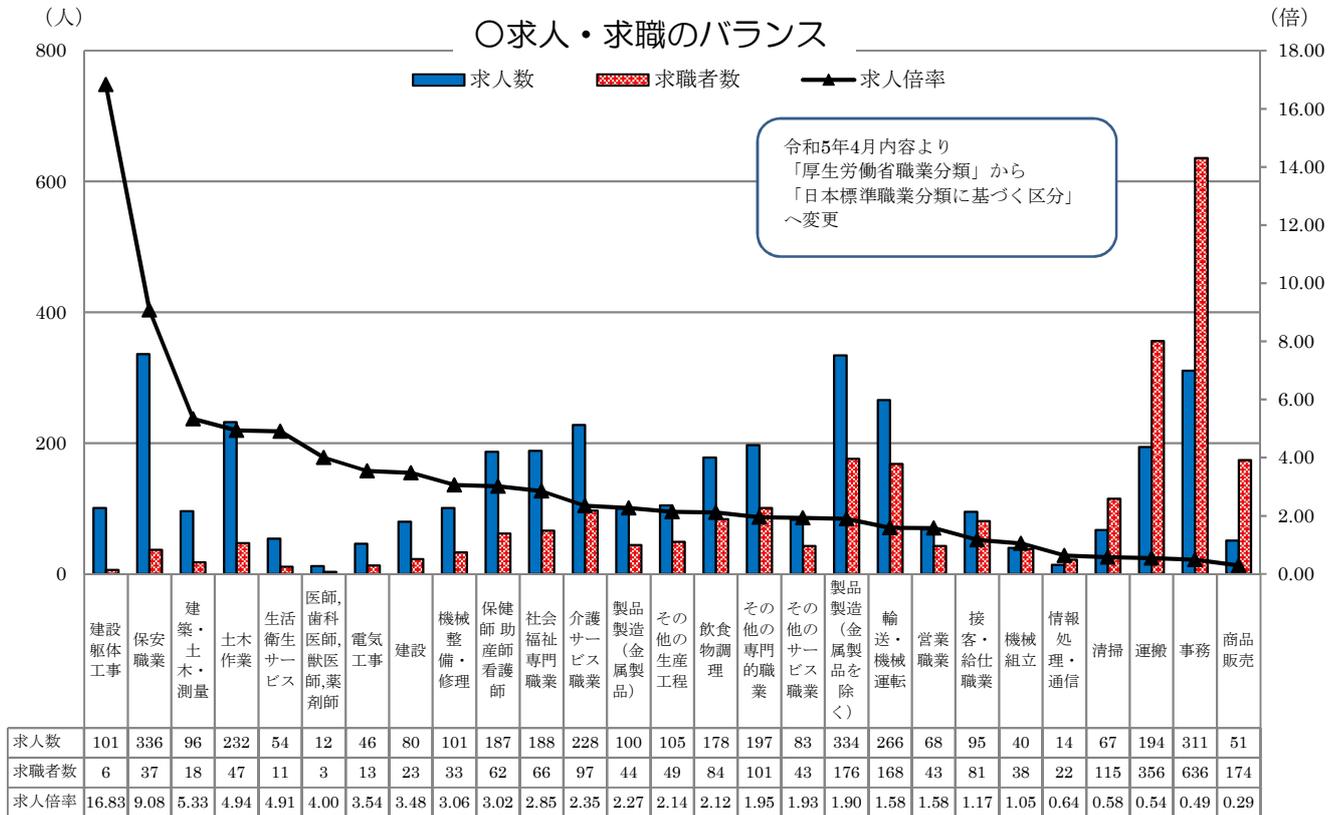
※平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の（※）を参照。

○ 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	56	9	9	33	5	40.0	51.4
新規登録者数	20	4	0	13	3	42.9	53.8
就職件数	32	9	6	17	0	113.3	146.2
月末現在有効求職者数	195	36	21	119	19	10.8	▲31.8

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等



※ パートを含み、臨時を除く常用
 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

○ 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	6	*	*	20.0	▲25.0
	廃止事業所数	5	*	*	25.0	▲54.5
	月末現在事業所数	3,960	*	*	0.08	▲2.0
被保険者関係	資格取得者数	364	203	161	▲11.2	▲22.9
	資格喪失者数	548	289	259	18.9	▲3.0
	離職票交付件数	378	*	*	22.7	▲0.3
	月末現在被保険者数	43,556	24,711	18,845	▲0.39	▲2.3
給付金関係	受給資格決定数	183	85	198	0.54	11.6
	一般給付受給者数	649	257	366	0.93	10.6
	一般給付金額(千円)	78,439	35,536	42,903	▲0.14	14.6
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	-
	個別延長給付金額	0	0	0	-	-

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利！

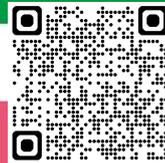
電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

○ 5月・6月の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・**5月13日(火)・6月10日(火)**です。

※会場は、ハローワーク石巻3階会議室となります。9:00~16:00の間の30分程度を予定しております。

※参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL: 0225-95-0158(21#)



2025年4月から

「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
 - ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。
- 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

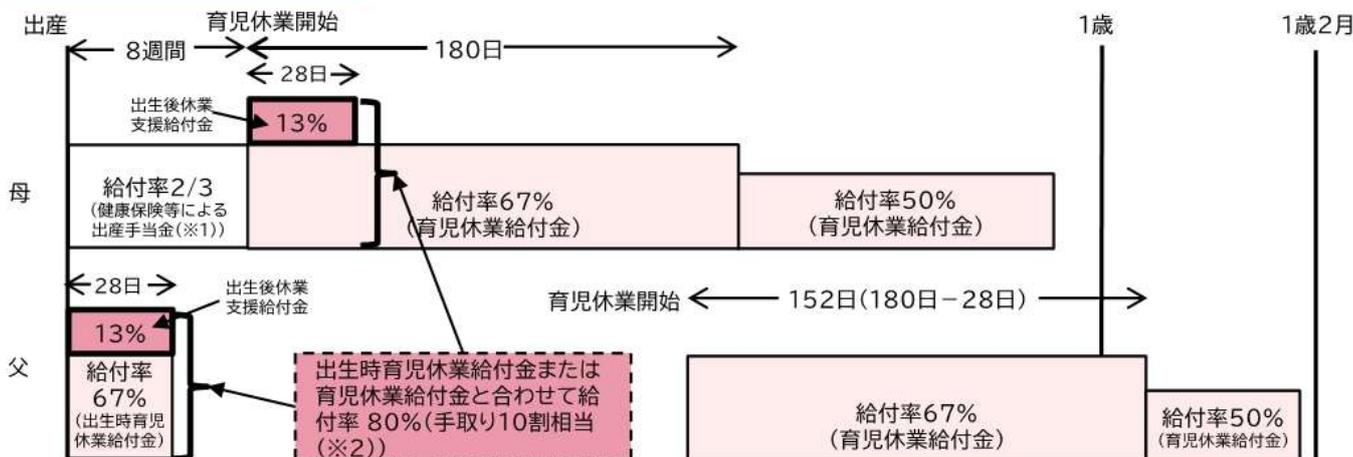
2 支給額

支給額 = 休業開始時賃金日額※1 × 休業期間の日数(28日が上限)※2 × 13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。